



# クレジットカードの利用明細書に購入した覚えがない商品が含まれていた!

ネット通販で決済に使ったクレジットカード情報を悪用されるといった相談が増えています

ブランドのスニーカー等をネット注文したら「偽物や粗悪品が海外から届いた」「商品が届かない」さらには、支払いに使ったクレジットカード情報を盗み取られ「心当たりのない請求が明細に含まれていた」などのトラブルが多く発生しています。

身に覚えのない請求を受けたときは、  
早急にカード会社へ連絡して調査を求め、  
カードの利用を停止しましょう。



## だまされないために

- ▶使ったことがないショッピングサイト、価格の安いサイト、SNSの広告からたどり着いたサイトに注意する
- ▶日本語であってもだますための海外サイトの可能性があるため、運営会社の所在や連絡先を確認する
- ▶カード番号や個人情報の入力を求められた場合は、本物のサイトかよく確認する
- ▶**カードの利用明細はこまめに確認する**

このハガキは  
サギです  
ウソの内容です  
何通届いても  
無視してください

特定消費料金未納に関する  
訴訟最終告知のお知らせ

訴訟番号(な) 400

この度ご通知致しましたのは貴方の利用されていた契約会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を御通知致します。裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、連絡なき場合原告側の主張が全面的に受理され、給料差押え及び動産、不動産の差し押さえを強制的に履行させていただきます。裁判取り下げ等のご相談に関しましては当局にて承っておりますので、職員までお問い合わせください。尚、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※裁判取り下げ最終期日 令和元年〇月〇日

地方裁判所〇〇局  
お問合せ窓口 03-1234-XXXX  
東京都千代田区霞が関△-△-△  
受付時間9:00-19:00

このメールは  
サギです  
無視して  
ください

コンテンツ利用料金の精算確認が取れません。本日で連絡なき場合には法的手続きに移行します

Ama〇△〇  
カスタマーセンター  
03-1234-XXXX

実在する事業者名をかたっています  
だまされないで!

2019年6月14日から

## チケット不正転売禁止法 スタート



電子チケットも対象に

東京オリンピックを前に、国内で行われる映画、音楽、舞踊などの芸術・芸能、スポーツイベントのチケット「特定興行入場券」を、転売目的で購入したり、会場周辺で転売したりするダブ屋行為や、インターネット上の不当な高額転売などを禁止します。



規約に違反した転売チケットは無効です!  
SNS、ネット掲示板、ネットオークション、転売仲介サイト等で入手したチケットは、「規約で転売禁止になっていて入場できない」「本人確認が必要で入場できない」場合があります。

### 対象外

- ・招待券などの無料で配布されたチケット
- ・転売を禁止する旨の記載がないチケット
- ・転売時に購入者または入場資格者の確認が行われていないチケット
- ・日時の指定のないチケットなど

### アドバイス

- ▶チケット購入は、正規サイトか確認する
- ▶規約で、第三者への譲渡、転売などを禁止している場合があるため、購入時に条件等を確認する
- ▶急きょ行けなくなった場合は、公式チケット販売サイト内のリセールサイトを利用して、チケットを希望する人へ転売することが可能な場合があります(東京オリンピックの公式リセールサイトは2020年春以降予定)

**【注意】**興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨が表示されたチケットを、興行主の同意を得ずに、反復して、販売価格を超える価格で譲渡した場合、個人でも、1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその両方が科されます。